

分担金・拠出金の名称		アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	6,886千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 AALCOは、国際法にかかる論点について、アジア・アフリカの意見を収斂し、国連国際法委員会(ILC)を中心とした関連機関と協議を行うことを通じて、国際法の漸進的發展に貢献することを目的とする機関。事務局はインドに所在し、加盟国数は47か国。 (2)拠出に当たっての成果目標 AALCOの活動の支援を通じて我が国の立場の普及に努め、アジア・アフリカ地域における法の支配の促進や国際法の漸進的發展に貢献することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・AALCOはアジア・アフリカ地域の国際法に関する唯一の政府間諮問機関として国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見を国際社会に反映させ、国際法の漸進的發展に貢献するとともに、国際法上の諸問題に関するセミナー等の開催を通じて加盟国政府機関の実務家の能力構築を行う役目も果たしている。 ・具体的には、年次総会で加盟国から付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うほか、国際法に関連するテーマについて各種セミナーやワークショップの開催、国連第6委員会やILCへの報告、出版等を行っている。2016年度には、AALCOが主催又は共催する会合等が4件実施され、出版物が4件発行された。 ・AALCOのこうした取組については、AALCO事務局長による年次報告書の形で各加盟国に配布されるほか、年次総会における審議・決定事項はホームページに掲載され広く一般にアクセス可能となっている。 ・AALCOは国際法の分野に関連する取組をしている他の国際機関や学術機関等と協力覚書を締結する等して協力を行っており、こうした覚書を締結している協力機関は21に上る。限られた資源で各種セミナー等を実施するに当たって、これら機関との共催・協力を積極的に行っている。 ・日本は、年間通じて定期的に開催されるリエゾンオフィサー会合及び年次総会での審議を通じて、AALCOの活動に対する提案等を行ってきているほか、AALCO事務局との間で直接の意見交換や情報共有を随時行っている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・2016年決算については外部監査が行われた後、決算報告書が本年4月に各加盟国に提出された。 ・予算を含む財務事項はリエゾンオフィサー会合で審議及びフォローアップを行う体制になっており、かかる枠組みを通じて、加盟国から拠出された分担金が適切に使用されていることを確認し得る体制となっている。 ・2016年決算については、外部監査実施後、2017年4月に会計報告書を外務本省にて受領した。 ・事務局では財政安定化のため、分担金滞納分の回収及び経費節減に恒常的に取り組んでいる。 ・2017年予算策定においては、事務局長の給与及びその他手当に関する規則が明文化される等、予算の透明性の一層の向上が確保された。 ・AALCO事務局が健全な組織マネジメントを行い、厳しい財政状況に鑑みて効果的・効率的な予算策定及び執行を確保することが不可欠との観点から、日本はAALCO設立以来一貫して事務次長を派遣し、組織・財政マネジメントを担当させ、加盟国による分担金滞納問題や組織改革を中心に担当させてきている。 ・また、年間通じて定期的に開催されるリエゾン・オフィサー会合及び年次総会での審議を通じて、予算を含む財務・運営事項に関するモニタリングや提案を行っている。その結果、2018年AALCO予算案の審議では、事務局人件費の増額要求について、我が国から加盟国間の十分な審議を確保することを提案し同予算要求の承認を見送らせる等、適切な予算審議プロセスの確保に貢献した。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・AALCOはアジア・アフリカ地域の国際法に関する唯一の政府間諮問機関として国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見を収斂し、国際社会に反映させる役割を担っており、日本の外交政策の柱の一つである国際社会における法の支配の促進に大きく貢献している。 ・最大拠出国である日本が脱退または拠出を大幅に減額した場合、両地域を跨ぐ形でのこうした政府間機関の活動に著しい支障を来し、アジア・アフリカ地域における法の支配の促進が停滞しかねず、我が国の国際社会における法の支配に対する姿勢への信頼が揺らぎかねない。 ・AALCOは、多様な国からの意見を反映し、国際的に関心の高い国際法の諸問題についてバランスのとれた議論を行い、ILC等の場において議論の結果を発信してきているが、かかる取組は日本だけで実施できることではなく、AALCOがアジア・アフリカ地域を跨ぐ多国間機関であるために可能である。 ・日本は2016年及び2017年のAALCO年次総会の機会を利用して、加盟国政府機関実務家の能力構築を目的として、日本主催のサイドイベントを主催し、加盟国関係者の実施協力及び多数のイベント参加者を得ているが、こうしたセミナー等を参加する際も、AALCOが有する各国・機関とのネットワークを通じて彼らの協力・参加を得ることにより、日本単独で実施するよりも効果的・効率的に実施することが可能。 ・日本はこれまでも、年次総会における議論への積極的参加及び各種セミナーの共催、講師の派遣等を通じて日本の立場の普及に努めてきている。 ・近年の年次総会では、海洋法、サイバー空間に関する国際法、暴力的過激主義とテロリズム等の審議事項を中心に、日本の立場を然るべく表明し、アジア・アフリカ諸国の理解を得ると同時に、特に日本と異なる見解がアジア・アフリカ諸国の共通意見とならないよう、本会議及び決議起草作業部会にて日本が議論を牽引し、最終的に採択される決議に反映させた。 ・2016年に現在の事務局長が就任したため、2017年に同事務局長を招へいし、日本側の政務レベルをはじめとする政府関係者及びAALCOの実施する能力構築活動に関与し得る日本国内関係機関等との意見交換・協議を行った。招へい終了後も、事務局長とは随時意見交換や日本の立場のインプット等を行う関係を構築することができ、また、国内関係機関も2017年の年次総会に初めて参加して日本主催サイドイベントでこれら機関の取組を発信する等の取組につなげることができた。 ・日本はAALCO設立以来の加盟国として、年次総会及び年間通じて定期的に開催されるリエゾン・オフィサー会合に出席し、日本の立場を表明し議論に貢献してきているほか、会合以外の場でも事務局との意見交換を随時行い、日本の立場が反映されるよう努めている。 ・国際社会における法の支配の強化は日本の外交政策の柱の一つであり、アジア・アフリカにおいて国際法上の議論を牽引していくことは、日本の国際法上のプレゼンスを拡大し、法の漸進的発展に向け貢献していくことにつながり、有益である。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・AALCO事務局幹部職員数(全4名)において、日本は事務次長ポスト(1名)を維持している。 ・AALCOにおいて日本を代表する者としてAALCO委員を任命し、年次総会には同委員が出席の上、各議題に関する議論に積極的に参加して我が国の立場を説明し理解を得ている。 ・同事務局は4名の幹部職を除く職員数が約20名と小規模な上、これら職員は事務局所在地のインド・デリーでの現地採用(同国物価水準を反映した給与水準)であり、また、専門職員は約5-6名と更に少数であることから、日本人職員の確保は容易ではない。日本は、事務次長の派遣や委員の任命を通して、AALCOにおけるプレゼンスの確保を図っている。 ・同事務局では日本から派遣している事務次長の活動を高く評価しており、2017年の事務次長交替においても、次期事務次長の受入れが順調に行われた。 ・同事務局との意見交換等の機会を捉え、事務次長の派遣を通じた日本の貢献について説明し、事務局の理解を得てきている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: AALCOの予算案は、事務局が作成した後、事務局のあるインドにおいて、各国のリエゾンオフィサー及び事務局の予算担当次長との間で審議を行い、年次総会において承認される。不明朗な支出項目があれば加盟国が異議を申し立てることができる。 DO: 承認された予算は、事務局の運営のほか、年次総会、総会決議に基づいて事務局が実施する会期間会合、セミナー等の実施に使用される。 CHECK: 事務局の予算執行に関して、毎年外部監査が行われる。 ACT: 事務局の活動状況及び決算監査結果の確認は、年間通じて開催されるリエゾンオフィサー会合で審議し対応策を検討するほか、必要に応じて開催される予算・財務に関する小委員会会合にて審議を行う。 ・事務局では財政安定化のため、分担金滞納分の回収及び経費節減に継続的に取り組んでおり、日本としても総会やリエゾンオフィサー会合を通じて、かかる取組を監督するとともに、未納分担金の回収に向けた事務局の努力を支援してきている。
	担当課室名	国際法課